

# 令和2年度市・県民税申告相談のお知らせ

【受付期間:2月7日(金)～3月16日(月)】

市・県民税の申告時期が近づいてきました。市・県民税の申告は、あなたの市民税と県民税を計算するための基礎資料となります。また、国民健康保険の税額や各種手当て・行政サービスの負担額等の大事な判定資料となるため、収入がない人でも必ず申告してください。申告がスムーズに行えるよう関係書類をそろえて今から準備をお願いします。

## 1. 申告が必要な方

- ◆令和2年1月1日現在、つがる市に住所を有している方（住民登録の有無にかかわらず、現に居住している方）
- ◆営業、農業等事業を営んでいる方、または地代（小作料）、家賃等その他の収入がある方  
※収入があれば、所得がゼロやマイナスの場合でも申告が必要です  
※譲渡所得があった方で、税務署への確定申告が不要になった方でも、市・県民税の申告が必要です
- ◆給与所得者で給与以外に収入がある方、または2カ所以上の支払者から給与をもらった方
- ◆勤務先からつがる市に給与支払報告書が提出されない方  
（あなたの給与支払報告書がつかる市に提出されているかどうかは、給与支払者にご確認ください）
- ◆収入のない方でも、次のような方は申告してください  
①国民健康保険に加入している方  
②他の市町村に住んでいる人の扶養になっている方（扶養している方の氏名、住所等をお知らせください）

## 2. 申告する必要のない方

- ◆令和元年分の所得税の確定申告書(青色申告等)を税務署に提出される方
- ◆給与所得者で毎月の給与から市・県民税を差し引かれ、他に収入がない方。医療費控除の各種控除を受けない方
- ◆公的年金等の収入のみの方で、支払者からつがる市に公的年金等支払報告書が提出されていて、医療費控除等の各種控除を受けない方、または、税務署へ確定申告書を提出する必要のない方

## 3. 申告をしなければならない方が申告をしない場合

- ◆国民健康保険税の軽減措置（7割・5割・2割）がされません
- ◆所得等に関する証明書（所得証明・課税証明等）が発行されません

### ◆◆申告相談には次のものをご持参ください◆◆

#### ●認め印

#### ●収入・経費等の分かる書類

- ▶営業等……「収支内訳書」と売上、仕入・必要経費等所得が確認できる資料
- ▶農業……「収支内訳書」と出荷証明書等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
- ▶不動産……「収支内訳書」と地代（小作料等）、家賃等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
- ▶給与……源泉徴収票
- ▶一時……生命保険金等の受取にかかる証明書等
- ▶譲渡……売買契約書、特別控除を適用するための証明書等

#### ●社会保険料控除（国民年金の控除証明書、国保税・介護保険料等の領収書）

#### ●生命保険、地震保険、個人年金、介護医療等の保険料控除証明書

#### ●医療費支払通知書・明細書（領収書を持参する場合は事前にまとめて来てください）

#### ●身体障害者等の手帳

#### ●その他必要と思われる各種証明書

#### ●所得税の還付を受ける場合は、本人の金融機関名および口座番号のわかるもの

#### ●所得税の振替納税希望の方は、本人の金融機関名および口座番号のわかるものと通帳の届出印

#### ●マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード、お持ちでない方は通知カードおよび運転免許証等

☆所得税の確定申告書には、毎年マイナンバーの記載が必要となりました

#### ●利用者識別番号をお持ちの方は、利用者識別番号。（前の申告時にお渡ししたもの）

### ☆申告における注意点☆

消費税軽減税率制度の実施につき、事業収入がある方は収入・経費等を収支内訳書にまとめてきてください。

※収支内訳書を作成していない場合は、申告相談前に作成していただきます。

### e-Taxならこんないいこと!!

#### 1. 自宅などからインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます

- 消費税、所得税、法人税、贈与税などの申告ができます（中間申告・予定申告を含みます）
- 各種申請・届出のほか、納税証明書の交付請求や法定調書の提出などが出来ます

#### 2. 添付書類の提出省略

- 医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称、支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することが出来ます

#### 3. 還付がスピーディー

- e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください【[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)】

■所得税・贈与税の申告と納税は3月16日(月)まで  
■消費税・地方消費税の申告・納付は3月31日(火)まで  
■国民健康保険税の申告は4月15日(水)まで

# 市・県民税申告相談日程表

受付時間：8時45分から16時30分（正午から13時までを除きます）

## 木造・柏・森田地区 [会場：松の館2階視聴覚室]

月	火	水	木	金
平日の相談が困難な方へ 3月1日(日)、3月8日(日) 9時～16時30分まで 松の館2階視聴覚室で受付しております				2/7 【柏地区】 下町・鶴野・かしわ団地 かしわニュータウン 岩木団地・第2岩木団地
2/10 【柏地区】 沖蒔・末吉・藤岡 広須・姥島	2/11 祝 日	2/12 【柏地区】 上古川・下古川 八重崎・玉水	2/13 【柏地区】 小和巻・上派立 小中野	2/14 【柏・森田地区】 鷺坂・稲盛・相野・つきみの 団地・月見野丘団地・ 第二月見野丘団地
2/17 【森田地区】 床舞・大館	2/18 【森田地区】 森 田	2/19 【森田地区】 山田・勝山	2/20 【森田地区】 猫淵・中田 漆館・吉野	2/21 【川除地区】 芦屋・川除・豊田 今市・芦沼・秋桜団地
2/24 振替休日	2/25 【川除・出精地区】 蓮川・立花 出野里・芦部岡	2/26 【出精地区】 大畑・東林・西林	2/27 【出精地区】 生田・兼館 石館・善積・堅固	2/28 【出精地区】 夕日岡・出崎 蓮花田・永田 土滝・加納・小田原
3/2 【柴田地区】 濁川・中の林・中館・細川 町居田・桜井・里見・柴田 近野・十文字・平野	3/3 【柴田・越水地区】 菊川・福原・千代田 遠山・三ツ館・下福原	3/4 【越水地区】 広岡・あざみ岡 越水・駒田・吉見 吹原・南広森・丸山	3/5 【館岡地区】 館岡・亀ヶ岡 筒木坂・平滝	3/6 【館岡・出来島地区】 菰槌・大湯町 出来島
3/9 【旧 町】 有楽町・蒔中・浮巢	3/10 【旧 町】 上町・松原	3/11 【旧 町】 蓮沼・赤根 浦船団地	3/12 【旧 町】 田町・桜木団地 若緑団地	3/13 【旧 町】 横町・清水町 成田団地
3/16 【旧 町】 千代町・吉岡下木造	3月17日(火)以降の所得税確定申告は市役所で受付出来ません。 五所川原税務署へ直接ご相談下さい。 ※事前の電話予約が必要となります。			

## 車力地区 [会場：車力出張所]

月	火	水	木	金
2/3	2/4	2/5	2/6	2/7 車力 下車力
2/10 車力 下車力	2/11 祝 日	2/12 牛瀧 下牛瀧	2/13 牛瀧・豊富 下牛瀧	2/14 富瀧
2/17 富瀧・豊富				

## 稲垣地区 [会場：稲垣ふれあいセンター]

月	火	水	木	金
2/17	2/18	2/19 千年 再賀 沖善津	2/20 吉出・語利 沼館・野末	2/21 繁瀧・繁田 船越 下繁田
2/24 振替休日	2/25 元増・福富 中派立 前村 下派立	2/26 野田 楽田 細沼 鶴見里	2/27 沼崎・穂積 家調	2/28

※午前中は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

※申告がスムーズに行えるよう地区毎に日程を定めています。なるべく割り当てられた期日にお越しください。

### 【申告期間中の問い合わせ先】

- ・松 の 館 (申告相談専用) 電話49-2626 (2月7日～3月16日)
- ・車力出張所 電話56-2111 (2月7日～2月17日)
- ・稲垣出張所 電話46-2111 (2月19日～2月27日)